

中村記記念病院附属看護学校同窓会 会則

第一章 総則

- 第一条（名称） 本会は中村記念病院附属看護学校（以下学校）同窓会と称する。
- 第二条（目的） 本会は学校の発展と会員相互の親睦を図ることを目的とする。
- 第三条（事務局） 本会の事務局は学校におく。

第二章 組織

- 第四条（会員） 本会員は学校の卒業生と現学校職員とする。
- 第五条（役員） 本会員は役員をおく。
- 1) 会長：1名
 - 2) 副会長：1名
 - 3) 会計：1名
- その他必要に応じて顧問などをおくことができる。
- 第六条（役員の任務） 1) 会長は本会を代表し、会務を総理する。
2) 副会長は会長を補佐し、会長が職務を務めることができないときは代行する。
3) 会計は会の家計を担当する。
- 第七条（役員の選出） 役員は総会において（互選にて）選出する。しかしこれを担う事が出来なくなった場合は、役員内で新規役員を選出する。
- 第八条（役員の任期） 役員の任期は5年とし、再選を妨げない。

第三章 総会および役員会

- 第九条（総会） 総会は本会の最高決議機関であり、原則5年に1回定期総会を開催し、事業計画・予算・決算報告及び役員の変更並びに会則の変更とその他本会の運営に関する重要な事項を審議決議する。
- 第十条（役員会） 役員会は本会の運営機関であり、必要に応じて会長が招集し開催する。役員会では総会に付議すべき事項、総会において決定された事項の執行に関する事、その他総会の議決を要しない会務の執行に関する件を討議決定する。
- 第十一条（決議） 総会・役員会は出席者をもって成立し、決議は出席会員の過半数によって決定する。

第四章 事業

- 第十二条（事業） 本会は第二条の目的を達成するため次の事業を行う。
- 1) 会員相互の連携および親睦を図る
 - 2) 看護の向上に関する研修
 - 3) その他本会の目的に沿った活動

第五章 会計

- 第十三条（会計年度） 本会の会計年度は毎年4月1日から翌年3月末日までとする。
- 第十四条（経費） 本会の経費は会費・寄付金・その他の収入とする。
- 第十五条（会費） 本会の会員は入会の際（学校卒業時）5,000円を永久会費として納入する。

- 付則 この会則は1997年4月1日から施行する。
この会則は2006年10月1日から変更され施行する。
この会則は2018年9月16日から変更され施行する。